

魚津市告示第150号

魚津市通所型サービスA実施要綱の一部改正について
魚津市通所型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第118号）の一部
を次のように改正する。

令和8年6月19日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
3 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合		
	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)イ	1月につき	所定単位× <u>111/1,000</u>
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (I)ロ	1月につき	所定単位× <u>120/1,000</u>
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (II)イ	1月につき	所定単位× <u>109/1,000</u>
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (II)ロ	1月につき	所定単位× <u>118/1,000</u>
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>99/1,000</u>
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× <u>83/1,000</u>
	利用定員が19人未満の場合		
	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)イ	1月につき	所定単位× <u>117/1,000</u>
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (I)ロ	1月につき	所定単位× <u>127/1,000</u>
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (II)イ	1月につき	所定単位× <u>115/1,000</u>
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (II)ロ	1月につき	所定単位× <u>125/1,000</u>
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>105/1,000</u>
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× <u>89/1,000</u>

備考 (略)

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
(略)			
3 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 <u>(I)</u>	1月につき	$\frac{\text{所定単位} \times 92}{1,000}$
	(2) 介護職員等処遇改善加算 <u>(II)</u>	1月につき	$\frac{\text{所定単位} \times 90}{1,000}$
	(3) 介護職員等処遇改善加算 <u>(III)</u>	1月につき	$\frac{\text{所定単位} \times 80}{1,000}$
	(4) 介護職員等処遇改善加算 <u>(IV)</u>	1月につき	$\frac{\text{所定単位} \times 64}{1,000}$

備考 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。